

## 事業者ならびに産業保健スタッフの皆さまへ

平成27年12月1日からストレスチェックの実施が義務になりました。

なお、労働者50人未満の事業場については、当分の間、努力義務です。

### 本制度の目的

- ・ 一次予防を主な目的とする。(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ・ 労働者自身のストレスへの気づきを促す。
- ・ ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。



### ストレスチェック制度のポイント

- ① 常時使用する労働者に対して、年1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務になります。
- ② ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレスの要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含む必要があります。
- ③ 検査の結果、一定の要件(高ストレスと判定とされた者など)に該当する労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。
- ④ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を講じることが義務となります。
- ⑤ 面接指導の申出を理由として、労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されます。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位(役職)の変更等も行ってははいけません。

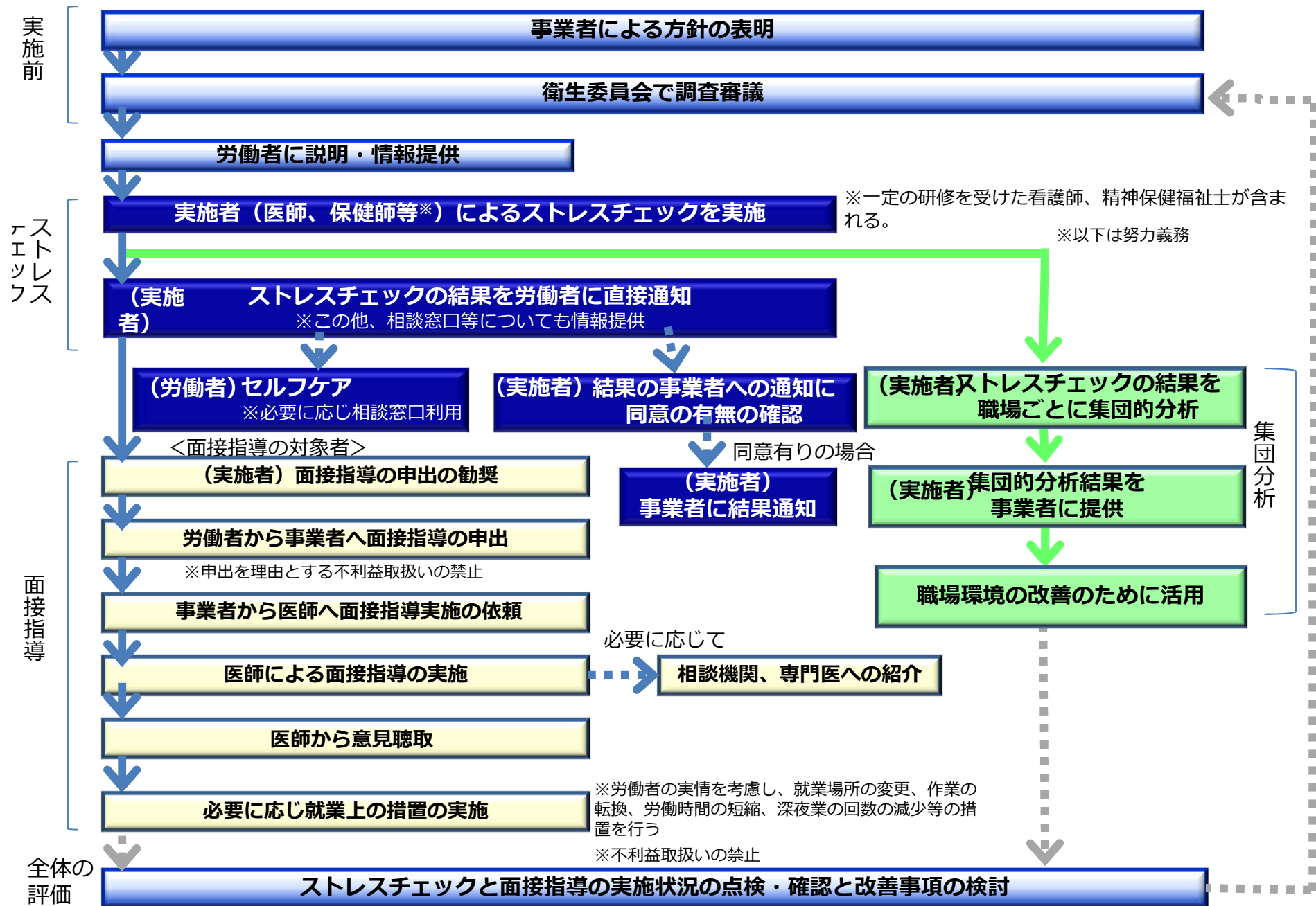
※ ストレスチェックの結果は、直接本人に通知し、本人の同意がない限り、事業者には提供してはいけません。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局・各労働基準監督署

# ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



# 労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

## ◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

|        | 健康診断の種類                 | 対象となる労働者  | 実施時期                        |
|--------|-------------------------|---|-----------------------------|
| 一般健康診断 | 雇入時の健康診断(安衛則第43条)       | 常時使用する労働者   | 雇入れの際                       |
|        | 定期健康診断(安衛則第44条)         | 常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)                            | 1年以内ごとに1回                   |
|        | 特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)   | 労働安全衛生規則第13条第1項第2号 <sup>(※1)</sup> に掲げる業務に常時従事する労働者 | 左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回      |
|        | 海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2) | 海外に6ヶ月以上派遣する労働者                                     | 海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際 |
|        | 給食従業員の検便(安衛則第47条)       | 事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者                    | 雇入れの際、配置替えの際                |

### ※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

|             |   |
|-------------|---|
| 特殊健康診断      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条)</li> <li>・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条)</li> <li>・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条)</li> <li>・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した<sup>(一部)</sup>の物質に係る業務に限る(特化則第39条)</li> <li>・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条)</li> <li>・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条)</li> <li>・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条)</li> <li>・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを<sup>(発生)</sup>飛散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事した<sup>(ある)</sup>在籍労働者(石綿則第40条)</li> </ul> |
| じん肺健診       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事した<sup>(ある)</sup>管理<sup>2</sup>又は管理<sup>3</sup>の労働者(じん肺法第3条、第7～10条)</li> </ul> <p>注:じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。</p>  |
| 歯科医師による健康診断 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(歯科医師による健康診断)</li> <li>・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを<sup>(発生)</sup>飛散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)</li> </ul>  |

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



## ◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

| 雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）                         | 定期健康診断（安衛則第44条）  |
|--|--|
| 1 既往歴及び業務歴の調査                              | 1 既往歴及び業務歴の調査  |
| 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査                         | 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査   |
| 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査                       | 3 身長 <sup>(※2)</sup> 、体重、腹囲 <sup>(※2)</sup> 、視力及び聴力の検査     |
| 4 胸部エックス線検査                                | 4 胸部エックス線検査 <sup>(※2)</sup> 及び喀痰検査 <sup>(※2)</sup>         |
| 5 血圧の測定                                    | 5 血圧の測定  |
| 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）                         | 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） <sup>(※2)</sup>                         |
| 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）                     | 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） <sup>(※2)</sup>                     |
| 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） | 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） <sup>(※2)</sup> |
| 9 血糖検査                                     | 9 血糖検査 <sup>(※2)</sup>                                     |
| 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）                     | 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）                                     |
| 11 心電図検査                                   | 11 心電図検査 <sup>(※2)</sup>                                   |

### ※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

| 項目                           | 医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者   |
|------------------------------|--|
| 身長                           | 20歳以上の者  |
| 腹囲                           | 1. 40歳未満(35歳を除く)の者<br>2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者<br>3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) <sup>2</sup> )<br>4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 |
| 胸部エックス線検査                    | 40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者<br>1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者<br>2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者<br>3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者  |
| 喀痰検査                         | 1. 胸部エックス線検査を省略された者<br>2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者   |
| 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査 | 35歳未満の者及び36～39歳の者  |

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

## ◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

### 1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。(安衛法第66条の3)

### 2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

### 3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

### 4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

### 5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

### 6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)



# 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

## 背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化  
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況  
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる  
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)

### ➡ 疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題

- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少ない  
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)

### ➡ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

## 治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

## 治療と職業生活の両立支援の進め方

### ① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・ それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・ 労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

### ② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・ 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

### ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施

※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

## 「がんに関する留意事項」の概要

本留意事項は、疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援のうち、特に「がん」に関して留意すべき事項をまとめたもの。

### がんに関する基本情報

- 生涯のうちに、日本人の2人に1人ががんに罹患
- 年間約85万人※が新たにがんと診断され、うち約3割が就労世代  
※国立がん研究センター「がん登録・統計」による2011年推計値
- がんの5年相対生存率は向上（平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%）
- 仕事をもちながら、がんで通院している者は約32.5万人※  
※平成22年国民生活基礎調査に基づく推計
- 入院日数は減少傾向にある一方、外来患者は増加傾向

### 治療と職業生活の両立支援に当たっての留意事項

#### （治療に関する留意事項）

- 治療や経過観察の長期化、予期せぬ副作用等の出現等が考えられ、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要があるため、労働者は次の点に留意し、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい。
  - ①手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差があること。
  - ②抗がん剤治療は、1～2週間程度の周期で行うため、副作用によって周期的に体調変化を認めることがあり、特に倦怠感や免疫力低下が問題となること。
  - ③放射線治療は、基本的に毎日（月～金、数週間）照射を受けることが多いこと。また、治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することがあるが、症状の程度には個人差が大きいこと。

#### （メンタルヘルス面への配慮）

- がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、治療の継続や就業に影響があると考えられる場合には、適切な配慮を行うことが望ましい。
- がんと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から早まって退職を選択する場合があることにも留意が必要。



# 産業保健フォーラム IN TOKYO 2016

参加費  
無料!!

こころも 体も 健康第一～みんなで取り組む健康職場～

**日時** 平成28年10月13日(木) **開場** 10:00

**場所** タワーホール船堀 (江戸川区船堀四丁目1番1号)

10:30 主催者あいさつ

**【特別講演】**

10:40～  
12:00 「ストレスチェックと職場環境改善への取組み  
～ストレスチェックを踏まえた これからのメンタルヘルス対策・産業保健活動～」

三井化学株式会社 統括産業医 **土肥 誠太郎 氏**

**事例発表①**

13:30～  
14:25 「メンタルヘルス対策について  
～産業保健スタッフの立場から～」

株式会社日立国際電気 **棕梨 奈保子 氏**

14:25～  
14:35 リフレッシュ体操

東京健康保持増進機関連絡協議会

14:45～  
15:40 **事例発表②**  
「がん患者の治療と仕事の両立の取組みについて」

ティーベック株式会社 人事部部長 **大神田 直明 氏**

15:40～  
16:00 お知らせ

(注) 題名は、変更になる場合があります。

同時開催 | 健康測定コーナーもあります！

**健康測定コーナー**

(骨密度測定・転倒リスク測定・簡易体力測定・  
内部被ばく測定・健康相談)

**相談コーナー**

(ストレスチェック制度、受動喫煙防止  
対策支援相談コーナーもあります)

**展示コーナー**

〈主催〉 東京労働局 / (公社) 東京労働基準協会連合会 / 東京産業保健総合支援センター

〈後援〉 東京都 / 特別区長会 / 東京都市長会 / 東京都町村会 / (公社) 東京都医師会 /  
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 / 東京健康保持増進機関連絡協議会 / 他関係団体

## 会場案内

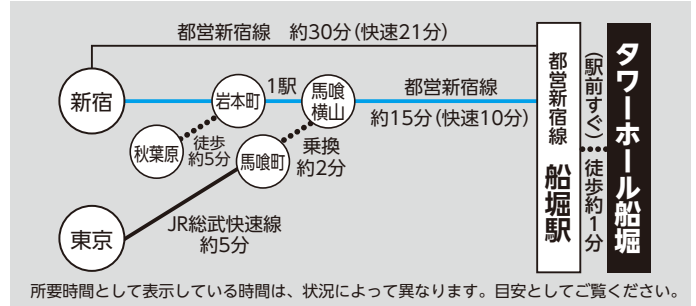


### 電車利用の場合

- 都営新宿線「船堀駅」 徒歩1分

### バス利用の場合

- 新小岩駅前より  
都営バス「新小21系統 西葛西駅前行き」にて船堀駅前下車、徒歩約1分。
- 西葛西駅前より  
都営バス「新小21系統 新小岩駅前行き」にて船堀駅前下車、徒歩約1分。



## 申込先

独立行政法人労働者健康安全機構

**東京産業保健総合支援センター**

〒102-0075

東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階

TEL 03-5211-4480

FAX 03-5211-4485 ← FAXはこちらまで

- 公益社団法人
- **東京労働基準協会連合会**
- 〒102-0084
- 東京都千代田区二番町9-8
- TEL 03-6380-8305
- FAX 03-6380-8405

● **申し込みはファックスまたは郵送でお願いします。(上記申込先参照)** ●

**申込書** [産業保健フォーラム IN TOKYO 2016] **FAX 03-5211-4485**

◆事前申込後、当日は、記入済みのこの申込書(写しでも結構です)を受付に提出してください。

|            |           |       |       |
|------------|-----------|-------|-------|
| 事業場名       |           |       |       |
| 所在地        | 〒□□□-□□□□ |       |       |
| 電話         |           | F A X |       |
| 出席者<br>職氏名 | (部課・職名)   | (氏名)  |       |
|            | -----     |       | ----- |

※ご記入いただいた個人情報につきましては、お申込みいただいた本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外使用しません。